

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 社会的な背景

(1) こどもの貧困の問題

こどもの貧困率（国民生活基礎調査）は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、平成24年には過去最高の16.3%となり、平成27年には改善したものの13.9%と高い水準にあります。また、ひとり親家庭の貧困率も平成24年度には54.6%であったものが、平成27年には50.8%と改善したものの、高い水準にあります。

大阪市においても、平成29年3月に取りまとめた「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果をみると、ひとり親家庭、特に母子家庭の困窮度は非常に高く、正規雇用の割合が低いとともに、世帯収入が低く、家計が赤字の割合が高いことも確認されていることから、依然として、ひとり親家庭のおかれている厳しい状況があります。

(2) 教育の無償化、給付型奨学金など、こどもの教育機会の平等化

日本の教育費は、長らく私費負担の割合が高く、これまでの貸与型の奨学金や学資ローンは、支援対象である低所得層ほど、返還額の経済的負担感が強いため、奨学金等を借りにくく、また大学進学率が低い状況でした。

「低学歴の連鎖」は、職業の選択を制限し、結果として、「貧困の連鎖」となる大きな要因と言われています。

令和元年10月から、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児教育が無償化され、一方で、経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、私立高等学校等の授業料の実質無償化と、大学などの高等教育の無償化が始まります。

貧困の連鎖を断ち切るとともに、こどもが将来の自立に向けて、必要な力を身につける機会の確保が必要です。

(3) 養育費確保等の重要性

平成24年の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、「親子の面会交流」「養育費の分担」が条文上に明示され、協議においては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明確化されました。

令和元年5月に民事執行法が改正され、養育費の不払いに対して強制執行を申し立てにあたり、公正証書など債務名義化した文書に基づき、裁判所を介して支払い義務者の給与や預貯金口座に関する情報が得やすくなります。

しかし、養育費の取決め率や受給率は、依然として低く、また諸外国と比較すると日本の養育費確保の仕組みは十分ではありません。子どもにとって養育費の受け取りは当然の権利であることから、継続した履行確保を図ることが重要です。

(4) 未婚のひとり親の負担感の軽減

未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親には適用される寡婦控除等の対象にならない。例えば、課税額によって決まる保育料などのサービスで差が生じる場合があります。

しかし、未婚のひとり親家庭でも婚姻歴のあるひとり親家庭でも、家庭の状況は同じであることから、平成30年度から国は、未婚のひとり親を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。（保育料について、大阪市は平成26年度から実施済）

また、平成31年度税制改正により、こどもの貧困に対応するため、一定の所得要件等を満たした未婚のひとり親に対し、令和元年度に17,500円の臨時・特別給付金が支給されるとともに、令和令和3年度以降の個人住民税の非課税措置等が適用されることとなりました。さらに、令和2年度税制改正において、所得税及び個人住民税における寡婦控除の適用について議論されています。

しかしながら、配偶者と死別・離婚したひとり親より総収入が低く、養育費を受給している割合も低い状況であり、未婚のひとり親特有の悩みもあることから、引き続き生活の安定に向けた取り組みが必要です。

(5) 父子家庭特有の課題

平成26年10月の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として法的に位置づけられました。父子家庭は母子家庭に比べ比較的收入があることから、ひとり親家庭の自立支援施策の対象に該当しない場合が多いです。

しかし、家事の仕方や異性の子育ての悩みなど、父子家庭特有の困難を抱えており、母子家庭と異なる支援が求められています。

2 大阪市のひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数の推移

本市の離婚件数は、人口動態統計によると、平成15年の8,333件をピークとして減少傾向にあります。また、本市の離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は常に全国平均を上回っています。

	大阪市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成26年	6,251	2.33	17,834	2.06	222,107	1.77
平成27年	6,210	2.38	18,101	2.08	226,215	1.81
平成28年	5,991	2.22	17,279	1.99	216,798	1.73
平成29年	5,887	2.17	16,931	1.96	212,262	1.70
平成30年	5,772	2.12	16,243	1.88	208,333	1.68

(2) 児童扶養手当受給者の推移

本市の児童扶養手当の受給者数は、平成24年度まで増加傾向にありましたが、平成25年度以降減少に転じています。父子家庭も同様です。

■児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給資格者数	前年比増減	受給者数		支給停止者数	
			全部支給	一部支給		
平成26年度末	34,071	0.98	31,257	21,457	9,800	2,814
平成27年度末	33,174	0.97	30,326	20,403	9,923	2,848
平成28年度末	32,226	0.97	29,255	19,154	10,101	2,971
平成29年度末	31,497	0.98	28,392	17,743	10,649	3,105
平成30年度末	30,679	0.97	27,435	19,197	8,238	3,244

■父子家庭の児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給資格者数	前年比増減	受給者数		支給停止者数	
			全部支給	一部支給		
平成26年度末	1,597	0.96	1,353	796	557	244
平成27年度末	1,537	0.96	1,295	764	531	242
平成28年度末	1,505	0.98	1,237	714	523	268
平成29年度末	1,436	0.95	1,146	600	546	290
平成30年度末	1,372	0.96	1,072	617	455	300